

令和4年度 川崎医科大学附属高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 建学の理念における『体をつくる』を実現する。
- (2) 生涯にわたって運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (3) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

2 部活動について

(1) 設置する運動活動

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、バドミントン、剣道、硬式テニス

(2) 活動時間等

①活動時間

平日：放課後～17:00（顧問等がいる場合は、17:30まで延長できる。また、大会10日前から顧問の指導のもと18:00まで延長できる。）

②休養日

土日・祝日は休養日とする。ただし、顧問等の監督者がいる場合、事前に申請し活動することができる。

原則として、長期休業中は活動しないこととする。

(3) その他

①大会参加については、校長の許可を経て高体連主催大会への参加を原則とする。その他の団体が主催する大会の参加については、事前に校長の許可を得る。

②遠征、合宿等については、事前に校長の許可を得る。

③以下の期間は活動できない。

- ・定期考査10日前から考査終了日前日まで
- ・実力考査3日前から考査終了日前日まで
- ・その他、課題考査などの試験期間中

3 部活動に関する申し合わせ

- (1) 各部顧問は年度当初に年間活動計画を作成し、校長の了承を得て活動する。
- (2) 各部顧問は短時間で自主的、自発的に活動できる生徒を育成する。
- (3) 各部顧問は安全面に十分注意し、事故や怪我の未然防止に努める。
- (4) 各部顧問は体罰やハラスメントの根絶を図る。
- (5) 顧問間で協力体制を築き、一部の顧問に過度の負担がかからないようにする。

4 その他

- (1) 部活動顧問会議・研修会の実施

①年度当初および必要に応じて部活動顧問会議を開催し、部活動に係る活動方針の確認および必要事項の協議を行う。

②全教職員および生徒全員を対象として、心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。

(2) 部費の扱い

部費の扱いについては各部顧問を中心に厳重に行う。

①部費会計は原則として生徒会会計に申請し、出納簿にて管理する。

②部費を徴収する場合は、保護者の了承を得る。